

子どもたちの インターネット利用について 考える研究会

～2009年春レポート～

はじめに

活動内容
組織構成

概況

政府、地方自治体、業界の動向

研究会報告（第一期）

双方向利用型サイトの利用リスク評価モデル
全国モデル講演と教育教材の活用事例

研究会計画（第二期）

第二期のテーマと新メンバー
第一期成果の普及と新たな取り組み

関係者の皆様へ

地方自治体・学校関係者・NPO・PTA・保護者の皆様へ

<http://www.child-safenet.jp/>

子どもネット研 で 検索

はじめに ～第二期を迎えるにあたり

「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」（以下、子どもネット研）は、2008年4月に、子どもたちのインターネット利用について社会や大人はどのような役割を担うべきかという問題意識のもとに設立された任意団体であり、子どもたちのインターネット利用をより豊かで安心なものにするために関連する課題を調査・研究すること、研究成果を広く公開して社会に貢献することを目的としている。この目的に基づき、2008年5月から12月までを第一期の活動期間として位置づけ、6回にわたり会合をもって調査・検討を進めたほか、2008年9月には、小淵優子内閣府特命担当大臣を来賓としてお招きして、全国高等学校PTA連合会との共催で子どもたちのインターネット利用に関するシンポジウムを開催した。

2008年12月、子どもネット研は、第一期における調査・研究成果を取りまとめた「第一期報告書」を発表した。この報告書は子どもネット研のウェブサイトからダウンロードすることができる。

■ 活動内容

子どもネット研では、第一期の成果の普及に努めるとともに、第二期として、より踏み込んだ活動を展開する予定である。具体的には、第一期が「サイト側の評価」であったのに対し、第二期は「利用者側の評価」を行うものである。それぞれの内容の詳細については、以下にご報告するとおりである。

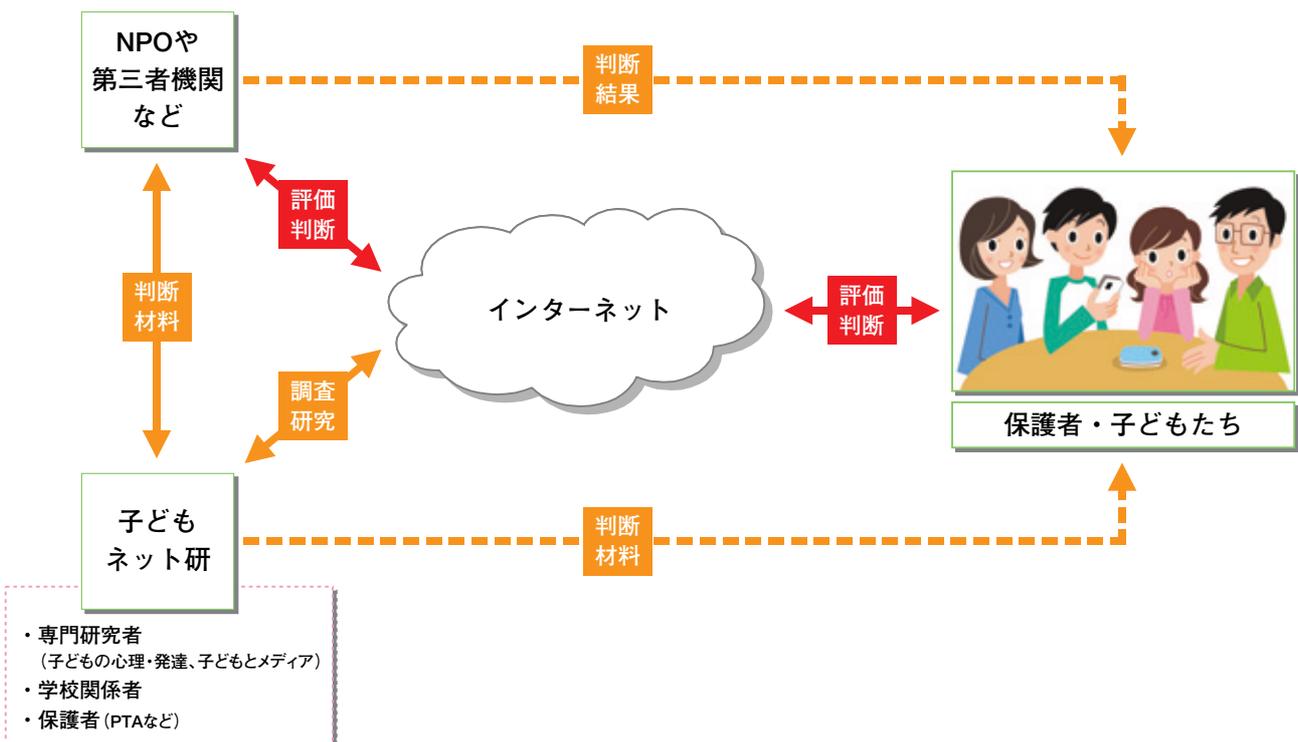
■ 組織構成

第一期の委員は第二期も引き続き委員として留任するとともに第二期を迎えるにあたり新委員に参画をお願い

した。新委員には新たに設置する分科会において主導的にご活躍いただくことを期待している。また、研究会活動趣旨に賛同する外部協力者として、アソシエイトフェロー職を設けた。

そのほか、子どもネット研の調査・研究をいっそう深めるため、子どもネット研の活動の趣旨に賛同された企業を新たに事務局に招集してその充実をはかった。事務局の充実にあたっては、事前に、理念と具体的行動の両面において厳格な要件を定め、これを満たした企業であることを条件とした。

図表 子どもネット研の活動



概況

2008年 6月 青少年インターネット環境整備法 成立

7月 広島市、携帯電話会社にフィルタリング機能の導入を義務づける条例 施行

8月 モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）、大手SNSサイトを第1次認定サイトとして公表。認定サイトは携帯フィルタリングサービスの規制対象外となる

9月 **子どもネット研、自治体関係者など200名を集めてシンポジウムを開催**

10月 内閣府、青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 開始

内閣官房、違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル 開始

12月 橋下大阪府知事、政令指定都市を除く府内の公立小中高校で、携帯電話の持ち込みや校内での使用を禁じるという方針を発表

子どもネット研、報告書発表、双方向利用型サイトのリスク評価モデルを提示

2009年 1月 総務省、違法・有害情報対応検討会、最終報告書発表

2月 **警察庁、純然たる出会い系サイトでの被害は減った一方、それ以外のサイトでの被害が増加したとする統計を発表**

2月 安心ネットづくり促進協議会 発足

4月 青少年インターネット環境整備法 施行

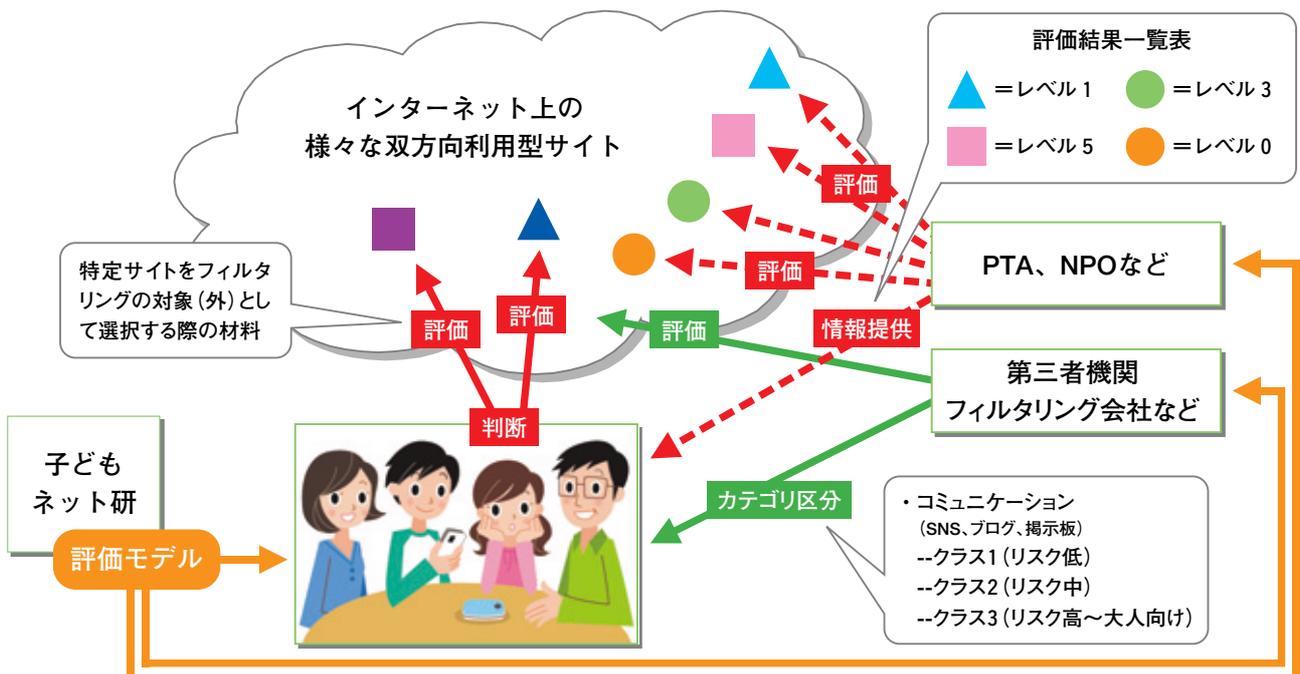
■ 政府、地方自治体、業界の動向

青少年インターネット環境整備法の成立以降、官民双方とも、対策推進のための枠組み作りを進めているところであり、特に子どもや保護者に対する啓発については順調に拡大している模様である。今後は、それぞれの取り組みの成果について、その真価が具体的に問われることになる。殊に、2009年2月に発表された警察庁の統計によると、出会い系サイト以外でのサイトの利用を契機に深刻な被害に遭った児童の数が相当数にのぼっているこ

とから、早急に成果を出していくことが求められている。

また、国と比べ機動性のある先駆的な地方自治体やNPOなどの取り組みについては、地域や団体によっては既に活発化していると思われるものの、そのような情報が十分に集積・分析されていないため、汎用的な対策として活かしていない部分もある。今後は、これら様々な先行事例を集積・整理・分析した上で、紹介することが重要な課題になると考えられる。

図表 双方向利用型サイトの取扱いをめぐり子どもネット研と各団体の動き



子どもネット研は、2008年5月29日に第一期の第一回会合を開催したのを皮切りに、第二回6月23日、第三回7月28日、第四回9月2日、第五回11月11日、第六回12月5日と、合計6回の会合を開催して、「双方向利用型サイトの利用リスク評価モデル」の作成と「中高生のお子さんを持つ保護者のためのインターネットセーフティガイド」の制作を進めた。これらの活動成果については、2008年9月30日に開催した「子どもたちのインターネット利用について考えるシンポジウム」において中間報告を行い、12月15日に最終報告書(第一期報告書)を発表した。

1. 双方向利用型サイトの利用リスク評価モデル

■ 双方向利用型サイトの評価モデルが必要とされる理由

双方向利用型サイトとは、ユーザー同士が双方向でコミュニケーションをとることが可能な「ブログ」「SNS」「プロフ」などのサイトのことであり、その利用リスク評価モデルとは、子どもがこれを利用した場合のリスクを評価する基準である。子どもネット研が作成した評価モデルは、子どもに携帯電話などを買い与えた保護者や学校の先生などによって活用されることを期待して作成したものである。

なぜ、双方向利用型サイトについて利用リスクを評価するモデルが必要なのか。それは、子どもが双方向利用型サイトを利用すると、悪意のある大人に誘い出されて生命・身体の危機につながったり、誹謗中傷を受けたり、子どもたち自身が誹謗中傷や犯行予告の書込みをして犯罪の加害者になったりする可能性が高まると考えられるからである。また、これらのサイトには、一般的な保護者が一見しただけではその舞台となるサイト自体には何の危険性も感じられないという特色があり、子どもが犯罪の被害者・加害者になる可能性を高める観点から看過することができない。

子どもネット研では、双方向利用型サイトの持つリスク要素について分析・検討を行い、安全な運営を行うことに腐心しているサービス運営者から先進事例の聞き取りを実施するなどの調査・研究を通じて、リスクのレベル分けを試みた。運営者側の子どもの利用への機能面での配慮によって、利用リスクを減じることが可能であるとの結論に達した。

■ 従来型有害情報

なお、子どもたちがインターネットを利用して「有害情報」と接触することのリスクをどのように評価するかの問題について一言する。「有害情報」の代表的なものとしては「アダルト画像」や「暴力的な表現」などがあり、近時では、「架空請求」などの詐欺サイトの存在も

報告されている。子どもたちがインターネットを利用すれば、これらの「有害情報」が子どもたちによって閲覧される可能性は高く、そのことが保護者の懸念にもなっている。しかし、これらの「有害情報」は、いずれも、普及が進められているフィルタリング製品・サービスを利用することで相当程度子どもたちから遠ざけることが可能となるし、少なくとも単発・短期的な意味では、子どもたちを取り返しのつかない状況に追い込むことはない。そのような観点から、子どもネット研では、子どもたちが従来型有害情報に接触するリスクについてはそれほど優先度が高くない問題であると位置づけて、第一期においては検討しなかった。

■ 評価モデルの着目する評価ポイント

双方向利用型サイトについては、既に特定の民間機関が健全性認定制度の運用を始めているが、これは、対策の主眼を「不適切な書込み内容の監視・対処」に置くものである。一方、子どもネット研が発表した評価モデルでは、「悪意のある大人からの誘い出しを受ける可能性がある『ダイレクトコンタクト』機能に関する配慮」を最も重要な評価軸と定め、この機能に対する制限の程度によって、リスクの軽重を判断することとしている。たとえば、性別・年齢・居住地をキーに用いた利用者検索機能やサイト内メール機能について、悪意のある大人と子どもの間で、直接やり取りすることがどの程度可能かを判断材料としている。これは、サービスの機能を制限することなく書込みの監視だけで対処しても、効果が十分とはいえないとの考え方に立っている。

その他、サイト運営者側は軽視しがちであるが一般の保護者の視点では気になる切り口として、「好ましくないサイトへの入り口(誘導・リンク)となる機能」や「サイトへのアクセスを積極的に促す機能」についても、それぞれサイト運営者側の自制的な配慮を評価するための指標を作っている。

これらの評価軸は、今後保護者からのフィードバック

によってさらなる改良を施す予定であり、一部では既にNPOやPTAの協力を得て実サイトの評価を行う実証に着手している。

■ 評価モデルの活用可能性

本評価モデルは、主に保護者向けの判断指標となることを目的としている。特にフィルタリング製品やサービスを選択し利用するにあたっては、評価モデルの対象とする双方向利用型サイトの利用リスクの度合いを正しく把握し、許容できるサイトのみ子どもに利用を許すこと

が保護者に求められており、その際の判断目安として活用していただきたいと考えている。

他方、本評価モデルは、子どもの利用の多いサイト運営側のサービス改善のリファレンスモデルとしても活用が可能である。今後、双方向利用型サイトを舞台にした子どもの犯罪被害・加害事例が増え続けた場合には、サイト運営事業者に対して有効な施策を求める社会的な要請が強くなることは疑いないところ、各サイト運営者が積極的に対策を講じようとする際の参考として本評価モデルは機能すると考える。

図表 双方向利用型サイトの評価モデル（詳細は子どもネット研ウェブサイトを参照のこと）

レベル	配慮のレベル	ダイレクトコンタクト機能の評価モデル	好ましくないサイトへの入り口となる点についての評価モデル	サイトへのアクセスを積極的に促す点についての評価モデル
レベル 1	最低限の配慮	利用者検索機能が制限されていること、および、特定のプロフィール情報（性別、年齢、居住地）の公開範囲は非公開が初期設定となっていること	広告出稿について広告掲載基準が公開されていること、および、コメント機能・トラックバック機能等を用いて書き込まれたリンク先サイトについて、利用規約上、削除対象となる範囲が公開されていること	会員加入促進施策として、過剰なポイント付与などの不適切な方法を取らないこと
レベル 2	中程度の配慮	利用者間の未承認コンタクトを可能にする機能が制限されていること	広告出稿について、アダルト・出会い・消費者金融・個人情報収集等、子どもにはふさわしくないとと思われる広告の掲載を行わないことが広告掲載基準に明示されていること	コンタクト通知機能について、その送信時間帯や送信の有無を利用者が選択できること
レベル 3	中程度の配慮	掲示板機能・コメント機能・トラックバック機能等を用いて行われた書込み・投稿内容について事後的な監視・確認を行っており、不適切なものについては削除対応を行っていること（事後確認制）	コメント機能・トラックバック機能等を用いて書き込まれたリンク先サイトについて、書込み内容が事後的に監視され、不適切なものは削除されること（事後確認制）	広告メールについて、その送信時間帯や送信頻度が抑制的に運営されていること
レベル 4	望ましい配慮	掲示板機能・コメント機能・トラックバック機能等を用いて行われた書込み・投稿内容について公開前に把握、管理しており、不適切なものについては公開を認めない対応を行っていること（事前承認制）	コメント機能・トラックバック機能等を用いて書き込まれたリンク先サイトについて、公開前に把握、管理しており、不適切なものについては公開を認めない対応を行っていること（事前承認制）	コンタクト通知機能について、その機能をオフにする方法が分かりやすく提供されていること
レベル 5	最高水準の配慮	掲示板機能・コメント機能・トラックバック機能等を用いて行われた書込み・投稿内容について利用者を育てる視点から教育的施策を行っていること	広告の出稿（掲載）がないこと、およびコメント機能・トラックバック機能等を用いて外部サイトへのリンクを書き込むことができない対応を取っていること	掲示板機能・コメント機能・投稿機能等について、夜間における利用が制限されていること

2. 全国モデル講演の活用とモデル教材の採用事例

子どもネット研では、「中高生のお子さんを持つ保護者のためのインターネットセーフティガイド」を制作し、引用はもちろん自由に改変が可能なモデル教材(素材)として、昨年9月末よりウェブサイト上で無償提供を行っている。

また、社団法人全国高等学校PTA連合会様のご協力を得て、これを用いた保護者向けのモデル講演を行っている。

■ 全国モデル講演の活用事例 1

大分県高等学校PTA連合会 様 (九州)

2008年11月24日、大分市内にて開催された大分県高等学校PTA連合会振興大会にて、子どもネット研のモデル講演を実施。本レポートには、同PTA連合会担当者様からの寄稿を収録。

私どもでは、昨年11月に開催した「平成20年度大分県高等学校PTA連合会振興大会」でのご講演者の一人として、「子どもネット研」へ講演を依頼しました。本大会には、大分県内を中心に九州各県から計約450名の参加がありまして、このテーマに対する関心の高さを改めて知ることができました。

当日は午前の部にて、事務局であるネットスター社より、参加した保護者の方へ、「インターネットを利用する上で最低限知っておかなければならないリスク」について分かりやすくご説明いただきました。また、午後の部では、「ネット社会と子どもたちの健全なかかわりと大人の役割」と題して、保護者、教員、ネットスター社他講演者に加え、現役高校生も加わりパネルディスカッションを行いました。

会場の保護者からは「携帯をどのように利用している

か」、「勉強との両立はできているのか」など、普段、自分の子どもへは尋ね難い利用実態を把握しようとたくさん質問が寄せられ大変盛り上がった大会となりました。また、大会終了後に行ったアンケートでは、「今年度だけの活動ではなく来年度も是非このような振興大会を継続してほしい」という力強いご意見を多数頂戴しましたので、今後も継続できるよう努めていきたいと思っております。



■ 全国モデル講演の活用事例 2

千葉県高等学校PTA連合会 様 (関東)

2009年1月27日、千葉市内にて開催された千葉県高等学校PTA連合会研修会にて、子どもネット研のモデル講演を実施。本レポートには、同PTA連合会担当者様からの寄稿を収録。

私どもでは、2009年1月27日に、「千葉県高等学校PTA連合会研修会」の場にて、子どもネット研の事務局であるヤフーさんより、「子どもたちのケータイ利用の本当のリスク～いま、保護者が知っておかなければいけないこと～」というテーマでご講演いただきました。

当日は、千葉県内の学校長及びPTA関係者など約400名の参加があったのですが、インターネットにはどのようなリスクがあり、どのように対処すればいいのかについて、メモを取りながら真剣に聞き入っている様子がとても印象的でした。特に、インターネットは匿名ではない点をわかりやすく説明していただいた点はよかったです。

講演終了後のアンケートでは、「私たち保護者も『わ

からない!』と思わず、少しずつでも勉強して子どもと話し合えるようにならなければと感じました」など非常に多くの参加者から前向きな意見が寄せられ、この問題に対する意識向上がはかれたことを大変嬉しく思っています。



■ モデル教材の採用事例 秋田県 様

2009年3月5日、秋田県庁にて取材した内容の一部を収録。

秋田県では、子どもネット研のモデル教材のシナリオを採用し、県独自の編集を加えたオリジナルの保護者向け啓発教材を制作、本年2月に県内に一斉に配布した。秋田県の教材「青少年の有害情報対策ハンドブック」PDF版は、秋田県のウェブサイトからダウンロードすることができる。本インタビューの全文は子どもネット研のウェブサイトに掲載されている。

▼子どもネット研モデル教材を知った経緯は？

保護者向けということでは、それまでも官民それぞれいろいろな教材はありました。しかし現場の目線からすると扱っている範囲がどうも広すぎる。一つずつのポイントの解説も浅い。シナリオとして魅力的なものはなかなか見つかりませんでした。そんな状況で9月に東京で開かれた子どもネット研のシンポジウムに参加してモデル教材の存在を知りました。

▼モデル教材シナリオ採用の決め手となったのはどのような点でしたか？

子どもネット研のモデル教材のシナリオは、収録範囲がうまく絞られていると思えました。その優先順位の付け方も、我々の現場が保護者に伝えたい方向性と一致していました。引用や改変の自由度も高いのも魅力でした。解説の図版や文面なども、このままでも保護者に十分伝わるのではないかと期待できるものでした。

▼オリジナル教材としての制作はどのように進みましたか？

教育庁や県警にも事務局として参加してもらいながら、県独自のガイドブックの内容を検討・決定するために、県内の有識者・関連事業者による有害情報対策検討会を立ち上げました。モデル教材の優れたシナリオを生かしながら、どうしたら秋田の保護者にも実感を持って読んでもらえるのか、またネット利用の危ない面を必要

以上に強調しすぎて逆効果にならないように、工夫をこらしました。

▼完成した教材はどのように使われているのでしょうか？

限られた予算の中で、印刷物としては計7000部を作成することができました。県内の小中高はもちろん、各単位PTAにも送付しました。ちょうど新年度を迎える時期でもあり、関連行事に合わせた活用が始まっているようです。

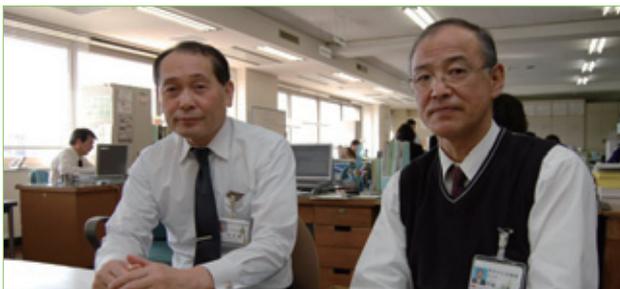
また、保護者向けの講習会で配布するという一方で、県警にもそれなりの部数を提供しています。

一部の高校からは、追加送付のリクエストもあったのですが、すぐに増刷することはできず、県のホームページからダウンロードできるPDFデータを案内しています。

▼教材に込められた思いを聞かせてください

今回のガイドブックは、保護者向け啓発のスタートラインに過ぎないと考えています。マスコミ報道やさまざまな公的な広報の影響か、保護者が「子どもとネット」問題の当事者・責任者であるという理解は確実に広がっています。しかし、例えば携帯電話専用のSNSサイトはわずか3年ほどの歴史しか無いものですから、こうしたものについて、我が子への指導に自信が持てる保護者はほとんど居ないのも現実です。それにどうしても、具体的な各サイトの新機能のような、枝葉の部分に目を奪われてしまう傾向があるんですね。それで自分は子どもにはとてもかなわないと思ってしまう。でも本来、全ての保護者が細かな機能を覚える必要など無いと思います。

今回のガイドブックに、参考資料としてネットスター社の独自調査結果を収録したのも、保護者に「表面的な知識の有無ではなく、子どもと向き合っってしっかり話を聞くことが何よりも大切」という原則を伝えたかったからです。



●生活環境文化部 県民文化政策課 主幹 鈴木嘉己様
副主幹 伊藤治喜様



●教育庁 生涯学習課 社会教育主事 糸田和樹様

※部署名・役職等は取材日時点のもので

研究会計画 (第二期)

■ テーマと開催期間

第二期は、主なテーマを「段階的なインターネット利用のあり方の提案」とし、利用者のインターネット利用リテラシーや心理的な発達度合いなど、個々の状況に合わせた具体的手法を提案することとしている。今後は、携帯電話会社の努力によりフィルタリングサービスの使い勝手の悪さが順次解消されて設定や利用の自由度が高まり、今まで以上に保護者の主体的判断が求められる場面が増えることが予想される。保護者が自らの教育方針に基づき有害と考えるサイトを判断するためには、判断材料が分かりやすく整理されている必要がある。第二期のテーマは、その整理に資することを狙ったものである。

また、第一期で行った「サイトの持つリスクをどう測るか」の評価と、第二期で取り組む「利用者自身のレベルをどう判断するか」の評価を組み合わせることで、より有益な情報提供ができることを目指している。

第二期の開催期間は、3月から9月とする。短い期間で十分な成果を出すために、今期は研究会の下に分科会を設置し研究スピードの向上に努める。

■ 新メンバー

第一期に引き続き、坂元章氏(お茶の水女子大学教授)が座長を務め、各委員も留任となるほか、新たに、教育工学分野の専門家として玉田和恵氏(江戸川大学准教授)、小学生の保護者の代表として新谷珠恵氏(東京都小学校PTA協議会会長)を委員に迎える。また、昨年9月30日に

開催したシンポジウムにおいてコーディネーターを務め、日頃より講演等を通じて自身の経験に裏付けられた視点からの教育論・コミュニケーション論を説く宮田佳代子氏(フリーキャスター)には、アソシエイトフェローとしてご参画いただくこととした。さらに、事務局の協力社として、ピットクルー株式会社、イー・ガーディアン株式会社の監視会社二社にご協力いただくこととした。

■ 第一期の成果の普及推進

引き続き、全国高等学校PTA連合会との共催でモデル講演を実施する。

また、複数のNPOやPTA等にも協力を仰ぎながら、実際に子どもたちに人気のあるサイトや子どもの利用を想定しているサイトについて、双方向利用型リスク評価モデルを用いた実証評価を行い、そのモデル自体のブラッシュアップをはかる。

■ 調査・分析

既存の先行研究・調査結果を確認した上で、保護者の実態と子どもたちの使い方の実態について調査を実施する。

■ その他活動

第二期研究会でのメインテーマの研究進捗を受けた内容にて、「小中学生の子どもを持つ保護者のための利用リスク教育モデル教材」を制作する。

関係者の皆様へ

■ 地方自治体・学校関係者・NPO・PTA・保護者の皆様へ

「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」は、未来を担う子どもたちのことを真剣に考え、子どもたちに与えるインターネットの影響について真摯に考察し、解決策を見出していく研究会です。昨年からの子どもネット研の取り組みや成果に対しては、本レポートでもご紹介させていただいた秋田県様を筆頭に、子どもたちのインターネット利用について考え様々な行動を起こしている多くの関係者から、高い評価をいただけるようになりました。研究・活動成果は、順次ホームページに公開して無償で提供しておりますので是非ご活用ください。

一方、実際の活用・普及については現場をあずかっていらっしゃる皆様のご協力が必要です。私どもの研究が卓上の議論にならないようにするためには、皆様がお感じになった率直なご感想や、現場の観点からのご提言・ご要望をいただくことが欠かせません。何かお気づきの点がございましたらお気軽に事務局宛にご連絡をいただけますと幸いです。ご意見、お問合せは、研究会ホームページ上のお問い合わせフォームまたはお手紙にて承ります。

2009年4月発行

発行者：子どもたちのインターネット利用について考える研究会

連絡先：〒107-6211 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー ヤフー株式会社 法務本部内
子どもたちのインターネット利用について考える研究会事務局

研究会HP：<http://www.child-safenet.jp/>

で